

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	重要有形民俗文化財の公開の停止又は中止の命令	
根 拠 法 令 名	文化財保護法	(条項) 第84条第2項において準用する第51条第5項
基 準 法 令 名		(条項)
所 管 部 署	教育委員会 文化財保護課	
【処分基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 重要有形民俗文化財の所有者、管理責任者又は管理団体以外の者が重要有形民俗文化財の管理に関する教育委員会の必要な指示に従わずにした公開で、当該公開が指定物件の保存に影響を与えると認められるとき。 参考 〔根拠法令〕 （重要有形民俗文化財の公開） 第84条 2 前項本文の届出に係る公開には、第51条第4項及び第5項の規定を準用する。 （所有者等による公開） 第51条 5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。